

福島県事業評価実施要綱

(目的)

第1 この要綱は、福島県が行う事業評価に関する基本的事項等を定めることにより、以下に掲げる目的の達成を目指すものとする。

1 マネジメントサイクルの確立

県政運営の基本方針である新長期総合計画に基づく施策と、その目的達成のために取り組みが必要な事業について、「企画 実施 評価 改善」という循環サイクルの確立を図り、社会経済情勢の変化や多様な県民ニーズに適時的確に対応できる質の高い行政運営を目指す。

2 成果重視型行政運営の推進

施策や事業のためにどれだけ行政資源を投入したか、あるいはどれだけ実施したかに加え、県民に対しどのような成果がもたらされたかを具体的な指標や数値目標を設定して評価することにより、成果重視型の行政運営を推進する。

3 アカウンタビリティ(説明責任)の徹底

行政活動の目的や内容、その成果をわかりやすく県民に示すことにより、行政の説明責任を果たすとともに、行政に対する県民の信頼性の向上を図る。

(評価の対象)

第2 事業評価は、県政の基本方針である新長期総合計画の基本計画に基づく重点施策体系及び基本施策体系に係る施策や施策を構成する個別事業を対象に「施策評価」及び「個別事業評価」により実施する。

なお、新長期総合計画に掲げるすべての指標について、その実績の推移を把握することとする。

(事業評価の実施方法)

第3 事業評価は、以下の方法により実施する。

1 施策評価

重点施策体系及び基本施策体系の小項目を施策とし、上位政策目的との関係から、社会経済情勢の変化、目標の達成度、手段の妥当性の視点から評価し、指標の優先度を定めた上で、目標達成のための課題を検討した上で今後の施策の方向性を示す。

2 個別事業評価

施策を構成する個別事業について、事業の有効性、施策への寄与度、県関与の必要性、社会経済情勢の変化の視点から評価し、目標達成のための課題を検討した上で、指標の優先度を踏まえ今後の事業の方向性を示す。

(事業評価の実施手順)

第4 事業評価は、各部局等が行う部局評価、全庁的視点で点検を行う全庁評価等により実施するものとし、客観性の向上等のため、評価決定の前に、要綱第5に定める福島県事業評価委員会による評価を実施する。

(福島県事業評価委員会)

第5 県は、事業評価の実施にあたり、事業評価における専門知識の活用、多様な意見の反映、客観性の向上や行政運営の透明性の確保を図るため、福島県事業評価委員会(以下、「評価委員会」という。)を設置するものとし、評価委員会は、各部局等が行った評価結果案等について審議を行い、知事に意見を具申する。

(事業評価の庁内の実施体制)

第6 事業評価の実施に当たっては、次の各実施主体が、評価の各段階において役割分担の下、互いに協力及び補完をしつつ実施するものとする。

1 政策調整会議

事業評価の実施に関する特に重要事項の協議決定は、政策調整会議において行う。

2 政策評価システム調整会議

事業評価の実施に関する重要事項の調整は、政策評価システム調整会議において行う。

3 総合計画課

総合計画課は、財務総室財政課(以下「財政課」という。)人事総室行政経営課(以下「行政経営課」という。)及び関係部局の協力を得て事業評価に関する次の業務を行う。

- (1) 実施要綱の策定・改定など基本的事項に関すること。
- (2) 評価表の作成の支援、助言。
- (3) 全庁評価の実施。
- (4) 評価結果の取りまとめ及び公表。
- (5) 評価委員会の庶務に関すること。

4 施策幹事課

重点施策体系の評価の実施に当たり、各施策ごとに施策に最も関連の深い部局の主管課等を施策幹事課とし、施策幹事課は、個別事業評価をとりまとめた上で、重点施策体系の施策評価を行う。

5 各部局等における評価の実施

(1) 事業主務課

当該年度において事業評価の該当となる各事業主務課は、所管する個別事業ごとに個別事業評価を行う。

(2) 部局等の主管課

当該年度において事業評価の該当となる各部局等の主管課(ただし、農林水産部にあつては農林企画課、土木部にあつては土木企画課とする。以下、同じ。)は、個別事業評価をとりまとめた上で、基本施策体系の施策評価を行う。

また、部局等内での評価を円滑に実施するため、予算経理部門を含めた部局等内事業評価検討体制を整備し、部局等内での調整及び施策幹事課との連携を図る。

(評価結果の活用)

第7 事業評価の評価結果については、次年度の施策・事業の企画立案等に反映させることが重要であり、以下の事項について評価結果の適切な反映・活用を図るものとする。

1 各部局等における次年度予算要求の企画立案への反映

各部局等、各課においては、評価を通じた検討・分析を踏まえ、予算要求における企画立案に際して評価の結果を適切に反映させる。

2 予算編成への活用

予算編成においては、評価情報を予算編成作業における共通の情報として活用を図ることとし、評価結果の予算編成過程での活用を図る。

3 重点事業等の選定・構築への活用

重点施策体系の施策・事業等の評価結果については、重点事業等の企画立案及び次年度重点事業等の選定のために活用を図る。

(評価結果の反映状況報告)

第8 総合計画課は、評価結果に基づく施策や事業への反映状況等について、予算編成終了後、各部局等からの報告を取りまとめる。

(評価結果等の公表)

第9 評価結果等については、広く県民に公表するとともに、県民意見について、インターネット等を通じ随時受け付けることにより、評価制度及び事業・施策の改善の参考とする。

(事業評価の継続的改善)

第10 評価委員会等の意見を尊重しながら、事業評価の継続的な改善・充実を図っていくものとする。

(その他)

第11 この要綱に定めるほか実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月28日から実施する。

附 則

この要綱は、平成17年3月23日から実施する。

附 則

この要綱は、平成20年4月10日から実施する。